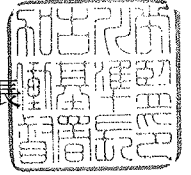


加古川基署発0610第1号  
令和2年6月10日

加古川労働基準協会 会長 殿

加古川労働基準監督署長



### 特殊健康診断の項目の見直しについて

平素は労働基準行政の推進にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等が制定されてから40年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の需給関係の変化、労働災害の発生状況の変化等に伴い、化学物質による健康障害に関する事情が変わってきています。

このため、今般、厚生労働省において、国内外の研究文献等の医学的知見に基づき、化学物質取扱業務従事者に係る特殊健康診断の項目を全面的に見直し、令和2年7月1日から施行することとしています。

つきましては、貴会におかれましても、見直しの趣旨を御理解いただき、傘下会員事業場等に対して、別添のリーフレットを参考に内容の周知に御協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、リーフレットは、厚生労働省のホームページに下記のURLで掲載しておりますのでご活用ください。

記

<https://www.mhlw.go.jp/content/000636243.pdf>

「化学物質取扱業務従事者に係る特殊健康診断の項目を見直しました(リーフレット)」